

令和 6 年度健康教育・食育行政担当者連絡協議会

全般的事項、国庫補助金、叙勲

令和 6 年 5 月 初等中等教育局 健康教育・食育課 庶務・助成係



令和 6 年度健康教育・食育関係予算



事 項	前 年 度 予 算 額	令 和 6 年 度 予 算 額	比 較 増 △ 減 額	備 考 () 内 前年度予算額、[] 内 前年度補正予算額
	千円	千円	千円	
(組織) 文部科学本省	756,908	724,916	△ 31,992	
(項) 文部科学本省共通費	765	615	△ 150	
主催事業実施状況調査等の実施	765	615	△ 150	健康教育に関する調査・指導の実施
(項) 初等中等教育振興費	756,143	724,301	△ 31,842	
健やかな体の育成に必要な経費	660,122	633,544	△ 26,578	
学校保健の推進	502,947	424,695	△ 78,252	学校保健推進事業 424,695 [183,230] 502,947
学校給食・食育の充実	88,874	133,213	44,339	(1) 学校給食の改善充実に向けた支援事業 102,304 (61,775) (2) 食の指導改善充実事業 30,909 (27,099)
日本学校保健会補助	68,301	75,636	7,335	(1) 普及指導事業 23,459 (23,459) (2) 調査研究事業 14,446 (17,526) (3) 健康増進事業 37,731 (27,316) 計 75,636 (68,301)
教育機会の確保に必要な経費	96,021	90,757	△ 5,264	
へき地児童生徒援助費等補助	45,790	46,034	244	保健管理費 46,034 (45,790) (1) 医師等派遣事業 34,159 (33,055) (2) 心臓検診事業 11,875 (12,735)
要保護児童生徒援助費補助	50,231	44,723	△ 5,508	医療費等 44,723 (50,231) (1) 医療費 43,732 (49,200) (2) 学校給食費 991 (1,031)

へき地児童生徒援助費等補助金

令和6年度予算額
(前年度予算額)

21億円
22億円)



1. 趣旨

交通条件及び自然的、経済的、文化的諸条件に恵まれない山間地、離島等に所在するへき地学校等の教育の振興を図るため、へき地教育振興法等に基づいて所要の措置を講じる。

2. 補助内容

(1) スクールバス等購入費

6億円(6億円)

へき地学校、過疎地域等に係る小・中学校等の児童生徒の通学条件の緩和を図るために都道府県及び市町村がスクールバス・ボート等を購入する事業に対する補助

(2) 遠距離通学費

11億円(11億円)

①学校統廃合に伴う小中学校等への遠距離通学に要する児童生徒の交通費を負担する市町村の事業に対する補助
(補助期間：5年間)

②激甚災害による校舎の破損等により、通学が困難となった小中学校等への児童生徒の通学に要する交通費を負担する都道府県及び市町村の事業に対する補助(補助期間：5年間)

(3) 離島高校生修学支援事業

2億円(2億円)

高校未設置離島の高校生を対象に、教育費負担が重くなっている通学費、居住費を支援する都道府県及び市町村に対する補助

(4) その他

2億円(2億円)

寄宿舎居住費、高度へき地修学旅行費(3～5級地)、学校間移動費、**保健管理費**

3. 実施主体

都道府県、市町村

4. 補助率

1/2

(高度へき地修学旅行費で過去3カ年の財政力指数0.4未満の市町村は2/3、保健管理費の心電図検診の実施に必要な経費については1/3)

○医師派遣等

対象：へき地教育振興法で指定されたへき地学校(準へき地校含まず)であって、学校から医療機関までの距離4km以上あるものに限る。経費20万円以上の事業に限る。

○心臓検診

対象：へき地教育振興法で指定されたへき地学校及びへき地学校に準じる学校であって、小学校第1学年及び第4学年、中学校第1学年を対象とするものに限る。経費6万円以上の事業に限る。

(初等中等教育局財務課)

2

要保護児童生徒援助費補助金

令和6年度予算額
(前年度予算額)

5億円
5億円)



現状・課題

学校教育法において、「経済的理由によって、就学困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対しては、市町村は、必要な援助を与えなければならない。」とされており、また、就学援助法等において、国は市町村に対して必要な援助を行うこととされている。経済的理由によって、就学困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対して必要な支援を行い、義務教育の円滑な実施に資する。

事業内容

事業実施期間 昭和34年度～

【要保護者への就学援助】(令和4年度 約8万人)

市町村の行う就学援助のうち、生活保護法に規定する「要保護者」への援助に対して、国は、義務教育の円滑な実施に資するよう、「就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律」(就学援助法)「学校保健安全法」「学校給食法」等に基づいて必要な援助を実施。

◆補助対象費目：学用品費、体育実技用具費、新入学児童生徒学用品費等、通学用品費、通学費、修学旅行費、校外活動費、クラブ活動費、生徒会費、PTA会費、卒業アルバム代等、オンライン学習通信費、**医療費、学校給食費**

◆令和6年度予算額(案)

・「新入学児童生徒学用品費等」の単価引き上げ

小学校：54,060円 → 57,060円(+3,000円)

【参考：準要保護者への就学援助】(令和4年度 約117万人)

要保護者に準ずる程度に困窮していると市町村教育委員会が認める「準要保護者」への就学援助事業については、三位一体改革により、平成17年度から国の補助を廃止し、税源移譲・地方財政措置を行い、各市町村が単独で事業を行っている。



対象校種 小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校(前期課程のみ)

実施主体 市町村等

補助割合 国 1/2、市町村等 1/2

対象者 生活保護法に規定する「要保護者」

補助対象経費 市町村等が行う学用品費、修学旅行費、学校給食費等の補助事業

担当：初等中等教育局修学支援・教材課

3

要保護児童生徒援助費補助金予算単価【令和6年度予算額】

(単位：円／年額)

区 分		対象品目	小学校	中学校	区 分	対象品目	小学校	中学校	
学用品費		児童又は生徒の所持に係る物品で、各教科及び特別活動の学習に必要とされる学用品（鉛筆、ノート、絵の具、副読本、運動衣、その他、実験・実習材料費も含む。）。	11,630	22,730	通学費		児童又は生徒が最も経済的な通常の経路及び方法により通学する場合の交通費又は公営又は民営バス会社等への運行委託料。 （片道の通学距離が、小学校 4 km以上、中学校 6 km以上。ただし、豪雪地帯における積雪期間中は、その半分の距離。特別支援学級や学校教育法施行令第 2 2 条の 3 に規定する程度の障害に該当する児童生徒については距離は問わない。）	40,020	80,880
通学用品費（第 1 学年を除く）		児童又は生徒が通常必要とする通学用品（通学用靴、雨靴、雨がさ、上ばき、帽子等）。 なお、小中学校の第 1 学年の児童生徒に対しては、新入学児童生徒学用品費等で措置。	2,270	2,270	クラブ活動費		クラブ活動（課外の部活動を含む。）の実施に必要な用具等で、当該活動を行う児童又は生徒全員が個々に用意することとされているものについて、当該用具又はその購入費及び当該活動を行う児童又は生徒全員が一律に負担すべきこととなる経費。	2,760	30,150
校外活動費 （宿泊を伴わないもの）		児童又は生徒が校外活動（学校外に教育の場を求めて行われる学校行事としての活動（修学旅行を除く。）をいう。）のうち、宿泊を伴わないものに参加するため直接必要な交通費及び見学料。	1,600	2,310	生徒会費		生徒会費（児童会費、学級費、クラス会費を含む。）として一律に負担すべきこととなる経費。	4,650	5,550
校外活動費 （宿泊を伴うもの）		児童又は生徒が校外活動のうち宿泊を伴うものに参加するため直接必要な交通費又は見学料。	3,690	6,210	P T A 会費		学校・学級・地域等を単位とする P T A 活動に要する費用として一律に負担すべきこととなる経費。	3,450	4,260
体 育 実 技 用 具 費	柔 道	小学校又は中学校の体育（保健体育）の授業の実施に必要な体育実技用具（柔道にあっては柔道着、剣道にあっては防具一式（面、胴、甲手、垂れ）、剣道衣、竹刀及び防具袋、スキーにあっては、スキー板、スキー靴、ストック及び金具）で、当該授業を受ける児童又は生徒全員が個々に用意することとされているもの。その他にスケートのスケート靴も含む。 なお、補助対象品目の一部のみ（剣道の剣道衣又は防具袋のみ、スキーの金具又はストックのみ等）を支給する場合は、学用品費で措置。	－	7,650	卒業アルバム代等		小学校又は中学校を卒業する児童又は生徒に対して、通常製作する卒業アルバム及び卒業記念写真又はそれらの購入費	11,000	8,800
	剣 道		－	52,900	オンライン学習通信費		I C Tを通じた教育が、学校長若しくは教育委員会が正規の教材として指定するもの又は正規の授業で使用する教材と同等と認められるものにより提供される場合のオンライン学習に必要な通信費（モバイルルーター等の通信機器の購入又はレンタルに係る費用を含む。）	14,000	14,000
	スキー		26,500	38,030	医療費		トラコーマ、結膜炎、白癬、疥癬、膿疱疹、中耳炎、慢性副鼻腔炎、アデノイド、う歯、寄生虫病（虫卵保有を含む。）について、学校において治療の指示を受けた場合の、その治療のための医療に要する費用。	12,000	12,000
	スケート		11,810	11,810	学 校 給 食 費	完全給食	給食内容がパン又は米飯（これらに準ずる小麦粉食品、米加工食品その他の食品を含む。）ミルک及びおかずである給食	56,000	64,000
新入学児童生徒学用品費等		新入学児童又は生徒が通常必要とする学用品・通学用品（ランドセル、カバン、通学用服、通学用靴、雨靴、雨がさ、上ばき、帽子等）。	57,060	63,000		補食給食	完全給食以外の給食で、給食内容がミルク及びおかず等である給食	41,000	46,000
修学旅行費		交通費、宿泊費、見学料並びに修学旅行に参加した児童生徒の保護者が修学旅行に要する経費として均一に負担すべきこととなる記念写真代、医薬品代、旅行傷害保険料、添乗員経費、荷物輸送料、しおり代、通信費、旅行取扱い料金。	22,690	60,910		ミルク給食	給食内容がミルクのみである給食	8,000	8,000

※ 赤字は令和5年度予算単価から変更があったもの。

要保護児童生徒援助費補助金の事務処理について



令和5年度要保護児童生徒援助費補助金の事務処理について（通知）
（5文科初第813号 令和5年7月21日付 文部科学省初等中等教育局長通知）

4 就学援助の適切な実施について

（5） 経済的理由により就学困難な児童生徒を支援するという制度の趣旨を踏まえ、認定されるまでの間は各費目の徴収を猶予するなど、当該世帯の経済状況に応じた配慮に留意すること。

5 その他留意事項

（1）市町村がそれぞれの費目を給与する場合には、次に掲げる点に留意すること。

① 一般的事項

ア 要保護者に対する援助は、それぞれ関係法令の定めるところにより、適切に支給すること。

なお、修学旅行費・医療費以外の費目（学用品費、体育実技用具費、新入学児童生徒学用品費、通学用品費、校外活動費、クラブ活動費、生徒会費、PTA会費、学校給食費、卒業アルバム代等、オンライン学習通信費）については生活保護における教育扶助等において措置されているものであるから、教育扶助等と重複して給与することのないよう留意するとともに、現に生活保護を受けていない要保護者については、保護の実施機関に連絡して極力生活保護を受けるよう勧奨すること。

イ 要保護者への支給は年度の当初から開始し、各費目について児童生徒が援助を必要とする時期に速やかに支給することができるよう十分配慮すること。

マイナンバー情報総点検について

- ・健康保険証や障害者手帳など、マイナンバーと制度固有番号等との紐付け誤りが生じていたことを受け、昨年6月にデジタル庁にマイナンバー情報点検本部を設置し、マイナポータルで閲覧可能となっている全てのデータについて総点検を行った
- ・学校保健安全法第24条に規定される医療費援助については、紐付け方法の調査の結果、紐付け誤りの可能性が低いと判断され、総点検の対象とはならなかったが、新たに策定された「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」に沿った対応が求められている

「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」について

- ・これまで、マイナンバーの登録方法の統一的なガイドラインが示されていなかったことから、新規に紐付け誤りが生じないよう、再発防止対策の一つとして、昨年10月に各紐付け実施機関向けにマイナンバーの登録に係る横断的なガイドラインをデジタル庁にて策定（今後もマイナンバー登録事務のデジタル化の進展等を踏まえて、必要に応じて改定がなされる予定）

【ガイドラインの主な内容】

- マイナンバー登録事務について
 - ・申請時のマイナンバー取得の原則化
 - 各制度の申請時には、紐付け実施機関から申請者にマイナンバーを記載するよう明確化
 - ・本人確認の手段
 - ・住基ネット照会について
 - 氏名・生年月日・性別・住所の基本4情報で住基ネット照会を行うようシステムを改修（都道府県は改修済み、市町村は夏までを目途に改修予定）
- 定期的・体系的な入力誤りの発見（総点検終了後の取組）
 - 各制度の申請時や更新時といった本人確認の際に、マイナンバーカードの券面等の番号確認（申請書などにマイナンバーの記載がなかった場合は住基ネット照会）を行うこと等により、マイナンバーの確認を徹底
 - 過去に副本登録を行ったものの、認定の更新がなかったなど、本人の状況を確認する機会のない事務については、上記の対応に代えて各紐付け実施機関が必要な確認作業を実施する。確認作業の具体的な実施方法等については後日連絡。
- 副本登録について 等

地方公共団体の医療費等助成事業に係る現物給付化等の推進について

規制改革実施計画（令和5年6月16日閣議決定）（抜粋）

- ・ a こども家庭庁、デジタル庁及び厚生労働省は、患者等が円滑に受診し、また、結果的に高額療養費等の限度額の把握を行い得ることとするため、公費負担医療、予防接種及び母子保健（妊婦健診等の健診を含む。）（以下「公費負担医療制度等」と総称する。）並びに地方公共団体が単独に設けた医療費等の助成制度（以下「地方単独医療費等助成」という。）に係る患者等の資格情報（受給期間及び対象である助成制度の種類を含む。以下同じ。）について、患者や医療機関等がマイナンバーカードにより資格情報の確認を可能とするために、令和5年度末までに希望する地方公共団体及び医療機関において実証を行い、実施に向けた課題を整理する。その上で、法律にその実施根拠がある公費負担医療制度等の全てについて、特段の事情があるものを除き、マイナンバーカードによる資格情報の確認を可能とするとともに、**地方単独医療費等助成についても、患者や医療機関等がマイナンバーカードにより資格情報の確認を可能とするための所要のシステム構築その他環境整備を実施し、地方公共団体に対して同様の対応を要請する。**

[a：（前段）令和5年度措置、（後段・所要のシステム構築）令和5年度に着手、（後段・同様の対応の要請）令和6年度に相当数の地方公共団体において同様の対応が行われ、その後同様の対応が行われる地方公共団体が段階的に拡大するよう措置]

- ・ b こども家庭庁及び厚生労働省は、a の状況を踏まえつつ、公費負担医療制度等に関する審査支払業務について、特段の事情があるものを除き、審査支払機関に委託することで、一時的な患者等の窓口負担をなくするとともに、地方公共団体や医療機関等の関係者の事務負担を軽減する方向で検討し、必要な措置を講ずる。また、乳幼児医療、ひとり親家庭医療、重度心身障害者医療その他の地方単独医療費等助成に関する審査支払業務についても、a の状況を踏まえつつ、**地方公共団体の区域の内外を問わず、患者が一時的な窓口負担なく円滑に受診できるよう、当該地方単独医療費等助成の受給者数などの実態を踏まえ、優先順位を付けた上で、各地方単独医療費等助成の対象者に係る施策の関係省庁（こども家庭庁及び厚生労働省）において、審査支払機関への委託の拡大を含めた地方公共団体、医療関係者等との調整その他の必要な取組を行う。**

[b：（前段）令和5年度検討・結論、結論を得次第速やかに措置、（後段・優先順位付け）令和5年度措置、（後段・必要な取組の実施）令和6年度以降速やかに措置]



○ 学校保健安全法に基づく医療費援助も本取組の対象

学校保健安全法に基づく医療費援助は、
・学校保健安全法第24条に実施根拠はあるものの、条文に援助の実施方法や支給内容等に関する規定がない。
・各自治体において条例や規則等に具体的方法を定めた上で、医療費援助を実施しており、各自治体でその実施方法が異なる。
という状況を踏まえ、**地方公共団体が単独に設けた医療費等の助成制度**（例：各自治体を実施することも医療費助成等。以下、「地単事業」という。）**と同様に取り扱うことと整理**。
これにより、オンライン資格確認導入や現物給付化等の対応について、**国で一律に実施方法等を決め、全国に統一的な対応を求めることはせず、自治体の状況に応じて取組を行っていただく。**

○自治体区域の内外における地単事業の現物給付化の推進については今後協力要請を予定

今後、地単事業についても、自治体区域の内外における現物給付化の実現に向け、受給者数や現状の現物給付の実施状況等を踏まえ、**優先順位を付けて順次対応を要請していくこととしている**。
学校保健安全法に基づく医療費援助は地単事業と整理したため、現物給付化の対応については、自治体のこども医療費助成等と同様に要請する予定。要請の詳細はおって連絡。

➡地単事業の現物給付化等の要請は自治体全体に行うため、各自治体で実施しているこども医療費などの地単事業を所管する福祉部局や医療担当部局などと連携の上、対応いただくようお願いいたします。

（参考）厚生労働省医療DXポータルサイト：<https://www.mhlw.go.jp/stf/iryoudx.html>

被災児童生徒就学支援等事業（大規模災害）

令和6年度予算額 0.5億円
（前年度予算額 0.5億円）

現状・課題

大規模災害により被災し、経済的理由から就学困難となった児童生徒等が安心して学ぶことができるよう、家庭の教育負担の軽減を図り、教育機会を確保することが喫緊の課題である。都道府県等が被災により就学困難となった児童生徒等に対して就学支援等を実施できるよう、国が支援することが必要である。

事業内容

大規模災害により被災し、経済的理由から就学等が困難となった児童生徒等に対して、都道府県等が以下の就学支援等を実施する場合、被災による支援対象者数の増加に伴う負担を考慮し、交付金として経費の一部（2/3）を国庫で支援する。
本事業は平成28年熊本地震を発端として同年度から実施している。

事業実施期間 平成28年度～

就学援助事業【小・中学校】

（対象者） 被災により就学困難となった児童生徒
（対象事業） 市町村等において行う就学援助事業
（対象費目） 学用品費、通学費、修学旅行費、**学校給食費、医療費** 等
※通学費には、スクールバスの運行による通学手段の確保に係る経費を含む

私立学校授業料等減免事業【私立高等学校等】

（対象者） 被災により就学等が困難となった児童生徒
（対象事業） 都道府県等において行う授業料等減免事業

奨学金事業【高等学校】

（対象者） 被災により就学困難となった生徒
（対象事業） 都道府県において行う奨学金事業

専修学校・各種学校授業料等減免事業【専修学校・各種学校】

（対象者） 被災により職業技術の教育等を目的とする学校への就学が困難となった生徒
・専修学校高等課程、専門課程：修業年限1年以上
・専修学校一般課程、各種学校：原則修業年限2年以上
（対象事業） 都道府県等において行う授業料等減免事業

特別支援教育就学奨励事業【特別支援学校等】

（対象者） 被災により就学困難となった幼児児童生徒
（被災により支弁区分が変更となった者も含む）
（対象事業） 都道府県等において行う就学奨励事業
（対象費目） 学用品費、通学費、修学旅行費、学校給食費 等

叙勲対象者

学校保健、学校安全及び学校給食に係る叙勲の選考対象者は各号のいずれかに該当し、かつ、年齢70歳以上者の者であること。

- ① 学校保健、学校安全及び学校給食の分野において国の発展に貢献し、あるいは社会公共の福祉の増進に寄与したと認められる者で、関係団体役員歴がおおむね20年以上の者
- ② 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師にあつては、業務歴が40年以上の者
※児童生徒数の平均が概ね100人を超えている学校に通算40年以上勤務していることが原則として必要
ただし、へき地校の場合、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律施行規則（昭和37年7月18日自治省令第14号）2条1項により、辺地地点数が100点以上であれば、児童生徒数の平均が概ね100人を超えていなくても差し支えない。

特に確認漏れが多い事項

- ✓ 刑罰を受けたことがあるにも関わらず、事前協議を行わなかった。
- ✓ へき地校でないにも関わらず、児童生徒数の平均が概ね100人を超えていない。
- ✓ 候補者が88歳以上の場合は高齢者叙勲に拠らなかった合理的な理由が必要になるところ、その説明がなされていない。
- ✓ 候補者に異動（現職でなくなった、死亡したなど）があったにも関わらず、文部科学省へ連絡を行わなかった。

褒章対象者

学校保健、学校安全及び学校給食に係る褒章の選考対象者は、次の各号のいずれかに該当する者であること。

- ① 藍綬褒章
学校保健、学校安全及び学校給食に関する民間団体の長（これに相当する役職を含む。）として、概ね20年以上在職し、その功績特に顕著な者
- ② 黄綬褒章
学校保健、学校安全及び学校給食に関する民間団体の職員として、業務に精励し、他の模範となる技術や事績を有する者
- ③ 緑綬褒章
学校保健、学校安全及び学校給食の分野において、自ら進んで社会に奉仕する活動（以下「ボランティア活動」という。）に概ね20年以上従事している者又は10年以上従事し、活動内容が特に優れている者のいずれかであつて、かつ、ボランティア活動による文部科学大臣又は都道府県知事の表彰を受けている者

10

叙勲 推薦資料の作成に際し、特に留意いただきたい事項



勲章審査票

- 毎回様式が変わります。最新の様式を使用してください。
- 主要経歴が学校医等である場合、主要経歴欄には「現(元)学校医」、「現(元)学校歯科医」、「現(元)学校薬剤師」のいずれかを入力してください。その際現職、元職を明確にしてください。
- 履歴書と審査票で、掲載内容を一致させてください。
- 表彰歴は国からの表彰は記載必須としますが、そのほか医師会表彰や都道府県の表彰については特段記載いたなくても問題ございません。
- 最終学歴以降の経歴に空白期間（在職不明の期間）がある場合、当該期間の状況について、備考欄に「在家庭」「開業準備」「不明」など記入してください。

履歴書

- 表彰歴は国からの表彰は記載必須としますが、そのほか医師会表彰や都道府県の表彰については特段記載いたなくても問題ございません。

基本情報

- 外字は使用せず、常用体を使用してください。
- 主要経歴について、学校医（学校歯科医、学校薬剤師）について、現職の場合は「現学校医（学校歯科医、学校薬剤師）」と入力し、発令日までに退職されている場合は「元学校医（学校歯科医、学校薬剤師）」と入力してください。その際現職、元職を明確にしてください。
- 学校医等に係る功労名欄には、原則として「学校保健功労」と記入してください。

団体の規模及び事業概況調、その他関係書類

- 候補者が役員として関与していた時点で作成してください。
- 開業している個人経営の医療機関や役員を務める医療機関がある場合も作成してください。
- 医療機関にあっては、歯科医を含め、必ず備考欄に病床数を記入してください。病床なしの場合も、その旨明記してください。
- 履歴書に記載した対象者が所属する都道府県及び市区町村の医師会（歯科医師会、薬剤師会を含む）については、団体の規模及び事業概況調や歴代会長等調、定款等の関係書類を提出ください。そのほか学校医師会等の団体の役職等については、履歴書に記載いただくのみで十分であり、関係書類の提出は不要です。

学校規模調書、その他関係書類

- 学校規模調書と審査票、履歴書間で、在職期間が一致していないケースが散見されます。提出時に十分御確認ください。特に学校規模調書について、例えばR2.3.31まで在任した場合の元学校医等の最終年度はR2年度ではなくR元年度になります。
- 現職の場合、発令年度の児童生徒数まで記載する必要があります。秋叙勲の推薦資料提出において、提出期限が発令前年度末のため、お手数ですが、前年度末までの学校規模を記載した学校規模調書の紙媒体を一旦前年度末に御提出いただき、発令年度の5月末までに当該年度の学校規模を追記の上、電子媒体で再提出ください。
- 児童生徒数の平均が100人未満であつて、へき地学校に勤務する学校医等については、在職した全ての学校の所在地がわかる地図を添付してください。在任期間中の在籍園児、児童、生徒数が平均100人を超える場合は、地図の添付は不要です。
- へき地学校（辺地地点数が100点以上）での在任期間を含めないと40年に満たないものについては、辺地地点数が分かる資料を提出ください。また、当該者については内閣府提出後に「当該者を推薦することが適切である理由書」を御提出いただく必要が生じる事が多いため、事前に御準備いただけますと幸いです。
- 春叙勲の推薦書類提出において、現職の場合は、勤務している学校の直前年度の児童生徒数を必ず記載してください。

功績調書

- 功績調書に記載された履歴については、勲章審査票及び履歴書にも記載してください。功績調書に記載された履歴と勲章審査票及び履歴書に記載された履歴の内容が一致していないケースが散見されます。提出時に十分御確認ください。

刑罰等調書

- 調書は、春叙勲であれば前年の4月29日以降、秋叙勲であれば前年の11月3日以降に作成されたものを提出してください。
- 様式は当課から送付する別紙様式を用いてください。（これ以外の様式により提出された場合は差し替えを求める場合があります。）

提出時の留意点

- 基本情報及び事前協議資料と、本申請資料の提出期限は異なりますので、十分御留意ください。また、紙媒体の提出は期限必着です。
- 紙媒体は、勲章審査票は片面印刷、功績調書及び履歴書は両面印刷で提出してください。
- こより、ホチキス留め、パンチ、インデックスは厳禁です。
- 紙媒体提出に際し、クリップやファイル等は、必要最低限の使用をお願いいたします。

その他詳細については、送付しております「事務連絡」や「推薦資料の作成要領」等を御参照ください。